

2015年10月21日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表 森 谷 光 夫 様

刈谷市長 竹 中 良 則
(公 印 省 略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について（回答）
件名のことにつきましては、下記のとおりです。

記

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

介護の保険給付に必要な費用は、40歳以上の人人が納める「介護保険料」と国・都道府県・市町村が負担する「公費」で賄われますが、それぞれの負担割合は介護保険法で定められています。従いまして、第6期介護保険料につきましては、法の趣旨に基づき介護保険料を設定していますので、市独自の政策により引き下げる考えはありません。

なお、基金に関しましては、第6期介護保険料設定の際に保険料の上昇を抑えるため、全額取り崩して最大限保険料の引き下げに努めました。

また、保険料段階については、段階設定を第6期より2段階増やし、13段階として、所得に応じて多段階に設定し、応能負担を強めております。

【長寿課】

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

低所得者に対する介護保険料につきましては、第1段階から第3段階の保険料率を従来から国が示す標準的な基準より低く設定しており、さらに、本年4月からは特に所得の低い第1段階を対象に保険料率を0.05引き下げ、0.35としており、低所得者の保険料軽減に努めています。保険料の段階設定につきましても第6期から13段階とし、所得に応じたよりきめ細やかな保険料率を設定しております。

また、利用料は、「刈谷市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業」により、低所得者の方の居宅サービスにかかる利用者負担を2分の1に軽減して、適正なサービス利用の促進を図っております。

【長寿課】

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

国から示された事務処理の取扱いに基づき、資産の確認等の申請手続きをしております。

また、補足給付の対象とならない場合には、利用者負担第4段階の特例減額措置など、他の軽減制度の案内を適宜しております。

【長寿課】

(2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早

急に解消してください。

介護サービスの充実強化を図るため、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画に位置付けられた地域密着型の特別養護老人ホームやグループホーム、小規模多機能型居宅介護などの基盤整備を進めております。

なお、平成28年4月には特別養護老人ホームの増床部分が開所する予定です。

【長寿課】

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

現在、本市の地域包括支援センターは、介護保険事業計画で定めた日常生活圏域のうち、居住する高齢者数等から、中部圏域に2箇所、北部・南部圏域にそれぞれ1箇所の計4箇所に設置しており、センターの運営は、社会福祉法人2箇所、医療法人2箇所に委託しております。

【長寿課】

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

総合事業における単価については、現在検討中でございますが、国が定める単価を上回らないように、サービスの内容、基準等を勘案し、適切に設定したいと考えております。

【長寿課】

④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

介護労働者の処遇改善については、国が統一した見解をもって取り組むものと考えております。

なお、研修に関しましては、ヘルパー、ケアマネジャーを含む介護サービス事業者を対象に市主催の研修会を毎年開催し、資質の向上を図っております。

【長寿課】

(3) 総合事業について

① 総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、総合事業の指定を受けたものとみなされます。そのため、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用している利用者は、総合事業の「現行の訪問介護相当」「現行の通所介護相当」のサービスを利用することができます。

【長寿課】

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

総合事業においては、現行に相当するサービスを含め、要支援者等の多様なニーズに対応したサービスが選択できるようになります。そのため、緩和した基準によるサービスを創出することが、利用者の選択肢の増加につながると考えております。

【長寿課】

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

要支援者等が総合事業のサービスを利用するにあたっては、介護予防ケアマネジメントが行われます。介護予防ケアマネジメントでは、アセスメントにおいて利用者と面接し、本人の希望を確認するとともに、ケアプランの内容について利用者に説明し、同意を得ることになっております。

【長寿課】

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

利用者の選択肢を増やすために、現行に相当するサービスのほか、多様な主体による多様なサービスを創出していきたいと考えております。

【長寿課】

②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

相談受付時に相談の目的や希望するサービスの聞き取りを行う際、介護保険の予防給付によるサービスを希望している場合は、要介護認定等の申請を受け付けます。

【長寿課】

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

新総合事業におけるケアマネジメントの居宅介護支援事業所への委託とその報酬については、現在検討中です。

【長寿課】

③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

定められた上限の範囲内でサービスの提供に必要な事業費を確保したいと考えております。なお、総合事業の上限については、予防給付から総合事業に移行するサービスに要する費用がまかなえるように、これまでの費用実績を勘案した上限が設定されていますので、利用できなくなることはないと考えております。

【長寿課】

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

住民の「助け合い」については、多様な主体による多様なサービスの一部として創出するものと考えております。

住民主体の支援の場合には、補助(助成)の方法で事業実施することも考えられますが、具体的な補助(助成)方法については、今後検討していきたいと考えております。

【長寿課】

(4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

ひとり暮らし高齢者を対象とした見守りについては、急病などの緊急時時ボタンひとつで連絡がとれる緊急通報システムの設置、民生児童委員が電話による定期的な声の訪問を行う福祉電話(声の訪問)、老人クラブ会員等が自宅を訪問し、話し相手になるとともに安否確認を行う友愛訪問があります。

また、見守りが必要で食事の支度が困難な高齢者のみ世帯に定期的に食事を届けるとともに、安否確認を行う配食サービスを実施しております。

【長寿課】

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

障害者に関しては、市内在住の身体障害者1～3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者(自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者は除く)には、タクシー利用券を1月あたり3枚の割合で交付しています。利用券では、車いす、寝台対応のタクシーもご利用いただくことができます。

高齢者や障害者を始め市民の身近な交通手段として、無料で乗車することのできる公共交通施設連絡バスを年末年始(12月29日～1月3日)を除き毎日運行しております。

また、要支援2以上で市民税非課税世帯に属する65歳以上の在宅の人には、高齢者タクシー券を交付しております。

【福祉総務課】

【長寿課】

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

地域で高齢者が気軽に集まることができる「老人いこいの場」が市内34箇所に設置されており、マッサージチェアやテレビ等の備品を貸与しております。

また、月額8,000円の運営委託料を交付しております。

【長寿課】

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

平成26年度より建替え工事の計画を進めている下重原住宅や、今後建替えを計画する住宅にあっては、これまでどおり福祉部局と連携をとりながらシルバーハウジングや高齢者向け住宅の提供を図っていきます。

また既存の住宅にあっては、入居者の要望や状況に基づき、手すりや段差解消などのバリアフリー改修を引き続き進めていく予定です。

【建築課】

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。

また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

本市の配食サービスは、見守りが必要で食事の支度が困難な高齢者のみ世帯に対し、定期的に自宅に食事を届けるとともに安否確認を行うもので一般食を週3回(夕食3回)、調整食を週5回(夕食)実施しております。

利用者負担額は、一般食が1食あたり300円、調整食が1食あたり、350円です。

また、介護認定を持っていない高齢者に対し、ボランティアによるミニデイサービスとして生きがい活動支援通所事業(あつまりん)を市内2箇所で開催し、会食の機会を得ております。

【長寿課】

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

介護サービス利用者の利便性を図るため、住宅改修では平成18年4月から、福祉用具では平成24年10月から受領委任払い制度を実施しております。

【長寿課】

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

要介護1～5の認定を受けている人から障害者控除認定書発行の申請があった場合、状況を確認した後、原則すべての申請者に「障害者控除認定書」を発行しております。

【長寿課】

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

要介護認定者が、すべて確定申告等が必要になる訳ではありませんので、一律すべての方へ個別の送付ではなく、必要な方からの申請を受けて発行しております。

一般向けには、市民だよりやホームページ等で、要介護認定者には、要介護認定結果通知や給付費通知で、「要介護認定者は障害者控除の対象となる可能性がある」旨の周知を図っており、今年度7月には、介護保険負担割合証を一斉発送する際にも案内しております。

また、介護サービス利用者やその家族に案内いただくよう、申告前にケアマネジャーに協力依頼しております。

なお、前年に申請され、引き続き控除の対象となる可能性がある方には、申請の案内をしております。

【長寿課】

2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

各法、各規定を遵守し、申請権の侵害とならないよう勤めております。また、申請者の意思を十分聴取するとともに、申請を受け付けた場合は、関係機関との連携を密に行い、状況把握をしたうえで、遅滞なく審査決定をし、保護費等の支給を行っております。

【生活福祉課】

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。

扶養義務者の通知、報告の求めを行う場合は省令で明記されており、実施する場合は、要保護者から事情をよく確認し、本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げにならないよう十分に注意して行います。

【生活福祉課】

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

各施策を実施する各機関、担当において、サービスの低下を招かないよう検討します。

【生活福祉課】

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

生活保護のケースワーカーの配置につきましては、社会福祉法第16条で標準数が定められており、刈谷市におきましては標準数8人に対して、配置者数9人と標準数を上回っております。

また、毎年、愛知県が実施する生活保護関係の研修をはじめ、国等が実施する実務者研修、全国研修にも積極的に参加し、職員の質の向上を図っております。

【生活福祉課】

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

生活保護申請や相談は、ケースワーカーが行っており、警察OBは行っておりません。警察OBは、主に警察との連携が必要になるケースワークの支援を行います。

【生活福祉課】

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

「自立相談支援事業」につきましては、自治体直営で実施しております。また、生活保護が必要な人には、各法、各規定を遵守し、申請権の侵害にならないように努めております。

【生活福祉課】

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

住宅扶助基準の見直しにつきましては、担当ケースワーカーが該当世帯1件1件に対し家庭訪問を行い、住宅扶助基準の見直し内容について詳細に説明を行い、相談に乗っております。また、その世帯にあった転居先を受給者と一緒にになって検討し、スムーズな転居が行えるよう支援しております。

【生活福祉課】

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

冬季加算の見直しにつきましては、要介護度が3以上であっても、デイサービス等を利用し、頻繁に外出する受給者もいるため、受給者と担当ケースワーカーでよく話し合い、支給基準を検討します。

【生活福祉課】

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

今回の基準改正が、生活保護受給世帯の生活を脅かすことがないよう支援します。

【生活福祉課】

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

愛知県西三河地方税滞納整理機構は、平成23年度から滞納整理業務を行っており、本市も当初より参加しております。機構の意義は、知識の豊富な県職員と共に高額かつ困難な滞納案件に取り組むことにあり、それにより市職員が持つ滞納整理技術の維持向上を図っております。従いまして、今後も納税資力があると判断される高額かつ困難な滞納案件につきましては、機構に引き継いでいく予定です。

【納税推進室】

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

差押禁止財産の差押は行っておりません。また、納税相談では充分に状況の聞き取りを行いながら滞納整理を進めております。猶予の適用以外での分納相談にも柔軟に対応しており、納税資力が無いと判断された場合は、滞納処分の執行停止をする場合もあります。

【納税推進室】

4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

現在、国において、国保財政の安定化のための新制度の詳細について議論がなされております。厳しく不安定な財政状況の中、今後の推移を見ながら対応していきたいと考えております。

【国保年金課】

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

保険税につきましては、給付と負担のバランスに配慮し、適正な税額となるよう定めています。一般会計からの繰り入れを増やすことによる保険税の減免の拡充は、国保以外の医療保険制度加入者に過大な負担を求めることがありますので、税収や保険給付の状況、制度改革の動向、近隣市とのバランスを考慮しながら慎重に繰り入れを行つてまいります。

【国保年金課】

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

均等割は、給付の受益者となる加入者に均等に課税されるものですが、平等にご負担いただいております。減免の拡充は、他の加入者の負担増となるほか、一般会計からの繰り入れで賄うことは、国保以外の医療保険制度加入者に過大な負担を求めることがありますから、現在のところ考えておりません。

なお、給付面においては、少子化対策を含め、中学校卒業までの子どもにつきまして医療費無料制度を実施しております。

【国保年金課】

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

繰り返しとなります。限りある財源の中で減免制度を拡充することは、他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。また、減免分を一般会計で賄うことは、国保以外の医療保険制度加入者に過大な負担を求めることがありますから、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。

【国保年金課】

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現在、前年中の所得が300万円以下で、当該年度中の所得見込が前年度中の2分の1以下に減少する場合に適用しています。繰り返しとなります。減免制度の拡充は、他の加入者または国保以外の医療保険制度加入者に過大な負担を求めることがありますから、現在のところ考えておりません。

【国保年金課】

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母

子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証明書の機械的な発行はせず、納税相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意ある方には保険証を発行しており、引き続き加入者の納税意欲を損なうことのないような対応をしてまいります。ただし、納税相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、税負担の公平化を図るためにも資格証明書を発行せざるを得ないと考えております。また、保険証は納付状況に応じた期限とし、従来から郵送も含め柔軟に対応しております。

【国保年金課】

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

保険給付の機械的な制限はせず、納税相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意ある方に対しては、給付の制限はしておりません。引き続き加入者の納税意欲を損なうことのないような対応をしてまいります。ただし、納税相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、税負担の公平化を図るためにも制限せざるを得ないと考えております。

【国保年金課】

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

分割納付中の世帯も納税相談の機会を確保するため、短期保険証の交付対象としております。保険証の有効期限は区切っておりますが、その取扱いにおいては、通常の保険証となんら差異を設けておりません。

【国保年金課】

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

無保険者の調査については、市単独での実施は難しいため、現在のところ考えておりません。

【国保年金課】

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準の1.1倍程度までの世帯に対し実施しております。繰り返しになりますが、他の加入者または国保以外の医療保険制度加入者に過大な負担を求めることにつながるため、一部負担金の減免制度の拡充及び積極的な周知は現在のところ考えておりません。

【国保年金課】

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

愛知県内各市町村の福祉医療制度は、他府県に比較して充実しております。これは、愛知県からの手厚い補助制度に支えられてきたものです。

今後も県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えます。

【生活福祉課】

【国保年金課】

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

本市では、平成20年4月より中学校卒業までの子どもについて、保険診療の自己負担額を現物給付で実施しております。愛知県内各市町村の子ども医療費助成制度は、他府県に比較して充実しており、これは、愛知県からの手厚い補助制度に支えられてきたものです。

18歳年度末までを対象とすることは、財政的に大きな負担となると認識しており、また、中学校卒業以降は、就労・婚姻・出産も想定されるため、県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えます。

【生活福祉課】

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

本市においては、市単独事業として、精神障害者保健福祉手帳2級以上をお持ちの方には、全疾病を対象とした医療費助成を実施しております。

今後も県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

【生活福祉課】

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請とともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

福祉医療費助成に対する国保の国庫負担削減の廃止については、全国知事会及び全国市長会から国に要請されております。また、本市では既に一般会計からの繰り入れを行い、福祉医療費助成に伴う国保の財政負担の軽減を図っております。

【国保年金課】

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

母子等自立支援員を配置し自立に向けた相談や情報提供を行い、ひとり親世帯の生活の安定と自立を支援するとともに、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部を補助するなど、経済的な支援を実施しております。

今後も、ひとり親世帯の暮らしの安定のため、経済的な援助や就労支援、日常生活への支援等を行い、自立促進を図ります。

【子育て支援課】

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

所得の審査基準は、生活保護基準ではなく児童扶養手当の認定基準を目安としておりますが、収入状況の急変により困窮している世帯には、申請理由を確認のうえ、実態に応じた審査をしております。

年度途中でも申請できることは、2月の入学説明会では、新入学児の保護者にご案内し、4月のPTA総会では、全学年の保護者にご説明するなど、周知徹底しております。

支給内容の拡充は、近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

【学校教育課】

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

刈谷市の学校給食センターは、国が定めた「学校給食法」に基づき運営しております。法第11条第2項には、「施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。」と規定されております。

のことから給食費の無料化は考えておりませんのでご理解をお願いします。
なお、刈谷市では、給食費未納を理由に給食を中止することはありません。

【教育総務課】

- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

保育所の増設や園舎の改築、待機児童の発生している年齢枠などの見直し等により児童の受け入れの増加を図っております。

また、施設の違いによる保育の低下が生じないよう条例で定めております。

【子ども課】

- ⑤児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

全中学校に「心の教室相談員」を配置し、生徒の状況把握や相談しやすい環境作りに努めています。

また、本年度より、市予算で全中学生に学級集団アセスメント検査を実施し、未然防止・早期発見に努めています。

各学校では、学期に1回以上のアンケートを実施したり、個別面談に取り組んだりしております。それらの情報を毎月開催している全職員による「特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会」で情報共有と指導の共通理解を行い、対応にあたっています。

【学校教育課】

- ⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児2人同乗用自転車購入に対し補助を実施するなど、安心して子どもを生み育てることができる環境の実現を目指し子育て支援施策の充実を図るよう努めています。

【子育て支援課】

- ⑦妊娠婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

妊娠婦健診の受診券は、母子健康手帳と一緒に交付していますので、初回健診には使用できません。現在、妊娠中に14回（子宮頸がん検診含む）、産後1回の受診券を交付しており、県内の医療機関で受診できるよう、県下統一した内容となっております。適正な時期に必要な検査ができるようになっておりますが、無料券ではなく、県で統一した内容の補助券となっております。

【健康課】

7. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

障害福祉サービスの支給申請をされましたら、障害支援区分や介護する人の状況、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案や支給申請書をもとに、障害者が地域で安心して生活できるよう、適切な支給決定を行っております。

【福祉総務課】

- ②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

移動支援については、「社会生活上必要不可欠な外出」や「余暇活動等社会参加のための外出」をする際に必要な時間数を支給決定しております。

「社会生活上必要不可欠な外出」とは、市役所等公共機関での手続き、生活必需品（食材料の購入を除く。）の購入などの外出とし、また、「余暇活動等社会参加のための外出」と

は、福祉センター等の公共機関、スポーツ・文化施設、公園などへの外出としております。

通年又は長期にわたる通勤、通所、通学及び営業活動等の経済活動に係る外出は除いております。ご理解いただきますようお願ひいたします。

【福祉総務課】

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

利用者負担額は、所得に応じた区分により決定され、月ごとの利用者負担額には上限があります。

なお、療養介護を利用する場合は、医療費と食費の減免があります。施設入所者のうち低所得者にかかる食費等実費負担についても、減免措置が講じられております。また、グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するために、家賃助成が講じられております。

利用者負担額については、国の動向を踏まえながら対応していきます。

【福祉総務課】

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

法律に基づく定期予防接種は実施していますが、障害児者を対象とした補助制度は予定しておりません。

【福祉総務課】

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

障害福祉サービス利用者には、65歳到達前に計画相談支援事業所を通じて制度の説明をしております。障害者の社会生活及び日常生活を総合的に支援するための法律第7条に、介護保険法の規定による介護給付であって自立支援給付に相当するものが行われたときは、自立支援給付は行わない、と規定されており、本人意向に基づいて障害福祉サービスを選択することはできません。

【福祉総務課】

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

障害福祉サービス利用者には、65歳到達前に計画相談支援事業所を通じて制度の説明をし、介護保険の認定申請をしていただいております。そのうえで、非該当の方や、認定されても自立支援給付に相当するものがないときには、自立支援給付を行っております。

【福祉総務課】

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

病院内の介助は基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものなので、通院時の院内介助や入院中のヘルパー利用は原則的に認めておりません。

【福祉総務課】

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

本市では、指定管理の相談支援事業所において、基本相談を行う職員を配置しております。

今後は国の動向を見守りたいと考えており、要望書の提出の予定はありません。

【福祉総務課】

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

おたふく、B型肝炎、ロタウイルスワクチンについては、現在厚生労働省が設置している部会において、定期予防接種としての位置づけが検討されており、刈谷市独自の公費助成については考えておりません。

【健康課】

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

高齢者肺炎球菌予防接種は、平成26年10月から定期接種が開始されました。定期接種の自己負担額は2,500円で、非課税世帯に属する人又は生活保護受給世帯に属する人は無料です。

本市の高齢者肺炎球菌任意予防接種費用の助成は平成25年8月から始めており、助成額は3,000円で、非課税世帯に属する人又は生活保護受給世帯に属する人は上限8,000円の助成をしております。

現在のところ、助成額の増額は考えておりません。

【健康課】

- ③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

風しんワクチン接種費用の助成については、現在、助成額を上限5,000円として実施しており、全額公費負担については考えておりません。

【健康課】

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。

消費税には地方消費税分が含まれており、刈谷市においては、毎年18億から19億円程度の地方消費税交付金を受けており、平成27年度当初予算では税率変更に伴い約28億円の歳入を予定しております。

この地方消費税は地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方財源の充実を図る観点から導入されており、社会保障の財源も含め、地方消費税を含む消費税率の引き上げは市の安定した歳入の確保に結びつくため消費税率の引き上げを行わない旨の要望を提出する考えはありません。

【財務課】

- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

公的年金制度の改正等については、国が検討し、定めるものでありますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

国民年金等の手続きなどの改善についての要望書は、市が加入している愛知県国民年金協議会を経由し、全国国民年金協議会から厚生労働大臣あてに毎年提出しております。

【国保年金課】

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

国庫負担に関する意見や要望につきましては、必要に応じて全国市長会等に諮りながら進めたいと考えております。

介護・福祉労働者の処遇改善、サービスの基準につきましては、国が統一した見解をもつて取り組むものと考えております。

【福祉総務課】
【長寿課】

- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

本市では、平成20年4月より中学校卒業までの子どもについて、保険診療の自己負担額を現物給付で実施しております。愛知県内各市町村の子ども医療費助成制度は、他府県に比較して充実しており、これは、愛知県からの手厚い補助制度に支えられてきたものです。

18歳年度末までを対象とすることは、財政的に大きな負担となると認識しており、また、中学校卒業以降は、就労・婚姻・出産も想定されます。

県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えます。

【生活福祉課】

- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて行うもので、今後ますますの高齢化を鑑み、限られた財源の中で、政策等に基づいて判断するものと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

子ども医療費助成制度は、国庫補助のない地方単独事業で、18歳年度末までを対象とすることは、財政的に大きな負担となると認識しており、中学校卒業以降は、就労・婚姻・出産も想定されるため、慎重な対応が必要であると考えます。

限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断するものと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【生活福祉課】

- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

障害者医療費助成制度は、国庫補助のない地方単独事業です。

この事業は、限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断するものと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【生活福祉課】

- ③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

本市では、75歳以上のひとり暮らしの非課税者を後期高齢者福祉医療費給付制度の対象としております。

すべての非課税世帯を対象とすることは、今後、ますます高齢化が進んでいくことを考えますと、財政的に大きな負担になると認識しており、意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

- ①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

限られた財源の中で国の政策等に基づき愛知県において判断するものと考えておりますが、今後の推移を見ながら対応してまいりたいと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安い病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

県が策定を予定している地域医療ビジョンは、二次医療圏等ごとに、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進することが目的であり、今後、二次医療圏等の単位で協議を行う機会が設けられると思われます。

その際、圏域の各自治体から意見を伝えられること、また、地域医療ビジョン策定までの流れの中で、「市町村の意見を聞く」という段階も示されておりますので、意見書・要望書の提出は考えておりません。

【健康課】

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

国において軽減措置が実施されており、独自の保険料と窓口負担の軽減制度は、限られた財源の中で、政策等に基づいて判断することと考えておりますので、現在のところ広域連合に対する意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

今後ますますの高齢化を鑑み、限られた財政の中で、政策等に基づき判断することと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

本市においては、「死亡届」が提出されると葬祭費の申請をしていただくよう案内を行っております。また、支給申請がされていない方については、毎年1月に勧奨通知を発送しておりますので、現在のところ広域連合への意見書等の提出については考えておりません。

【国保年金課】

以上